

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年10月11日

金 曜 日

第 3678 号

目 次

公安委員会規則

○警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則の一部を改正する規則を廃止する規則 1

告 示

○保安林の指定予定 2

○保安林の指定の解除予定 4

○森林病虫害等の駆除命令 5

○伐採木等の移動制限命令 6

○道路の供用開始 7

公 告

○落札者等の公示 8

○随意契約の相手方等の公示 10

○争議行為の通知の公表 13

規 則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則の一部を改正する規則を廃止する規則を次のように定め、公布する。

平成25年10月11日

富山県公安委員会委員長 高橋 卓朗

富山県公安委員会規則第7号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則の一部を改正する規則を廃止する規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則の一部を改正する規則（平成25年富山県公安委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
告 示  
~~~~~

富山県告示第410号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

平成25年10月11日

富山県知事 石 井 隆 一

第 1

1 保安林予定森林の所在場所

富山県氷見市蒲田字宮谷内 8、9、11、字宮ノ谷内 806、807、810から 812 まで、小滝字中ノ谷割22の 3・字明ケ谷割55（次の図に示す部分に限る。）、森寺字焼山 1、字城山55の 2、55の 3、仏生寺字柿ノ下2181の 2、2183、2183の 1、2197、小矢部市菅ヶ原字西ノ窪 280の 1、嶺字石山谷 126、字谷内 903、谷坪野字加見2560、2581、字西山 2の 5、3の 5・字奥山52の 4（次の図に示す部分に限る。）、氷見市鞍骨字明後谷10の 3、71の 5、73、白川字古屋 336・上口4440（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 2

1 保安林予定森林の所在場所

富山県氷見市大浦字諏訪 3 から 5 まで、7、11から16まで、18の 1 から18の 3
まで、19から21まで、25の 1、25の 6、長坂字小河内3199

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第411号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

平成25年10月11日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県高岡市太田字寺谷内 101、 102、 114、氷見市蒲田字宮谷内13、14の 1
から14の 3 まで、15、16の 1、16の 2、字保古田1148、角間字上野96の 1（次の
図に示す部分に限る。）、 170、 172、小矢部市嶺字後山 4、17

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第412号

保安林の指定の解除予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年10月11日

富山県知事 石 井 隆 一

1 解除予定保安林の所在場所

富山県氷見市中波字上野4005の3

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び氷見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第413号

保安林の指定の解除予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年10月11日

富山県知事 石 井 隆 一

1 解除予定保安林の所在場所

富山県氷見市中波字上野4003の2

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び氷見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第414号

森林病虫害等の駆除命令について

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により同法第3条第1項第1号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年10月11日

富山県知事 石 井 隆 一

1 区域及び期間

(1) 区域

砺波市に存する高度公益機能森林の区域

(2) 期間

平成25年11月1日から同年12月20日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1の(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、又は当該樹木を伐倒してはく皮したうえ、松くい虫が付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

松くい虫を早期に、かつ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止するため

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置を実施するに当たっては、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を1の(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する富山県農林振興センター所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する富山県農林振興センター所長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、3に掲げる措置が行われたかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、当該損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

富山県告示第415号

伐採木等の移動制限命令について

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により同法第3条第1項第5号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法

第3条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年10月11日

富山県知事 石 井 隆 一

1 区域及び期間

(1) 区域

砺波市に存する高度公益機能森林の区域

(2) 期間

平成25年11月1日から同年12月20日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1の(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木（伐採された樹木
その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）
をいう。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動してはならない。

4 命令をしようとする理由

松くい虫のまん延を防止するため

富山県告示第416号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条
第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において10月11日から
1箇月間一般の縦覧に供する。

平成25年10月11日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
----------------	-----	---------	------

県道 三室荒屋富山 線	富山市本郷町字水懸割 133番5地先か ら 富山市本郷町字水懸割87番1地先まで	平成25年10月11日	富山土木 センター
-------------------	--	-------------	--------------

~~~~~  
公 告  
~~~~~

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第12条の規定により次のとおり公示する。

平成25年10月11日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ネットワーククライアント用パーソナルコンピュータ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 落札者を決定した日
平成25年9月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号
- 5 落札金額
194,397,840円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年7月26日

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条及び富山県病院事業の財務に関する規則（昭和 42 年富山県規則第 15 号）第 81 条において準用する富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第 68 号）第 12 条の規定により次のとおり公示する。

平成 25 年 10 月 11 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 落札に係る物品等の名称及び数量

マイクロソフトオフィスソフトウェアライセンス等 1 式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目 2 番 78 号

3 落札者を決定した日

平成 25 年 9 月 3 日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社インテック 富山県富山市牛島新町 5 番 5 号

5 落札金額

33,568,500 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第 6 条の公告を行った日

平成 25 年 8 月 2 日

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条及び富山県病院事業の財務に関する規則（昭和 42 年富山県規則第 15 号）第 81 条において準用する富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第 68 号）第 12 条の規

定により次のとおり公示する。

平成25年10月11日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
電子カルテシステム用端末等機器 1 式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目 2 番78号
- 3 落札者を決定した日
平成25年 9 月 3 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社インテック 富山県富山市牛島新町 5 番 5 号
- 5 落札金額
196, 218, 750円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条の公告を行った日
平成25年 8 月 2 日

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第68号）第12条の規定により次のとおり公示する。

平成25年10月11日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
電子カルテ・業務系病院情報システム機器更新及びシステム再設定・データ移行業務委託

- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目 2 番78号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年 8 月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目 1 番 1 号
- 5 随意契約に係る契約金額
408,458,074円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第 1 項第 2 号に掲げる場合に該当するため

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第68号）第12条の規定により次のとおり公示する。

平成25年10月11日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
統合画像システムの再構築業務 1 式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目 2 番78号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年 9 月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
横河医療ソリューションズ株式会社 東京都杉並区荻窪 4 丁目30番16号

5 随意契約に係る契約金額

177,921,450円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号に掲げる場合に該当するため

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第12条の規定により次のとおり公示する。

平成25年10月11日

富山県知事 石 井 隆 一

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

サーバ室移転に伴うネットワーク改修業務 1式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目2番78号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成25年9月17日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

横河医療ソリューションズ株式会社 東京都杉並区荻窪4丁目30番16号

5 随意契約に係る契約金額

55,125,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号に掲げる場合に該当するため

争議行為の通知の公表

富山赤十字病院労働組合執行委員長井上直樹から、平成25年10月3日付けで争議行為を行う旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年10月11日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 事件 全日赤2013年秋闘統一要求及び単組2013年度秋闘独自要求に関する件
 - 2 日時 平成25年10月18日午前零時より本事件解決に至るまで
 - 3 場所 富山市牛島本町2丁目1番58号 富山赤十字病院
 - 4 概要 必要な一切の合理的争議行為を実施する。
-

